

成功報酬の返金規定

採用決定者が就業開始後に自らの意思で退職し、または採用決定者の責に帰すべき事由を原因として解雇された場合に限り、以下の通り返金規定を適用します

- 入社日より 1 か月以内＝80%
- 入社日より 3 か月以内＝50%
- 入社日より 6 か月以内＝10%

※入社日より 6 か月以上経過した場合は返金規定は適用されません

許可番号	28-ユ-300613
事業所の名称及び所在地	株式会社ヴェイン
神戸市中央区琴ノ緒町5-4-19 TMEビル501	